

【 10 】

氏 名	北 村 忠 夫 きた むら ただ お
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	論 文 博 第 46 号
学 位 授 与 の 日 付	昭 和 44 年 7 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	七・八世紀転換期における初期カロリンガー権力の東進 —帝国貴族層成立史序説—

論文調査委員 (主 査) 教授 井上智勇 教授 前川貞次郎 教授 今津 晃

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は全篇五章よりなり、各章それぞれの命題にしたがって詳論するが、とくに第二章、第五章は年代的・内容的につながり、本論文の「額縁」の形をとり、前者は本論文全体の直接的問題提起の章であり、後者は各章の命題および予備的諸前提が最終的に集約された章である。

第一章は序説で、まず、最近のドイツ中世国制史においてしばしば用いられる Adelherrschaft の概念を、貴族支配制と規定し、本論文の主題に関する予備的大前提とする。ついでフランク政治の重心の、ライン、モーゼル、マース三河地域への定着、および初期カロリンガー、アウストラシア高級貴族、アングル・ザクセン修道士等、三者の結合・協働を具体的事例を通して明らかにし、カロリガー貴族団の形成と東進する姿を明確にして、本論文の最も主要な視角に係わる前提とする。

第二章において、アングル・ザクセン最大の修道士ボニファティウスの改革とフランク司教団について論説する。即ちボニファティウスのフランク教会改革運動とかれのドイツ地域伝道の成果を示すべき742～3年のConcilium Germanicum について原史料を詳細に分析し、開催年、参会六司教の任地についての学說的論争を紹介し、その終局的推断をなお保留しつつ、ボニファティウスの改革運動がカロリンガー権力に奉仕すべきものであったことを究明したが、本論文の功績の一つというべきであろう。さらに本論文は、カール・マルテル治下のフランク司教群の出自を克明に検討し、そこにカールの従士としての世俗的司教団の存在を確認した。

第三章において、a) 7世紀始めに遡るカロリンガー胎動期、b) 670年以後のその復興期、c) カール・マルテルの時代の三期においてカロリンガー権力を推進した貴族家門、とくにアウストラシア諸貴族家門の詳細を所領史的検証を通して、カロリンガーの全フランク的ヘゲモニー基盤の成立と後退、その覇権の復興の過程を詳論した。

第四章は7・8世紀の転換期、即ちピピン三世の時期に、カロリンガー権力がライン以東の地域——ヘッセン、テューリンゲン地域、殊にアレマニエンにおいて如何に浸透したかを、種々の文書、考古学的研

究の成果等をふまえ、かつドイツ研究者の見解を論評しつつ明らかにした。

第五章は結論にあたる部分であって、著者は再びカールマン、ピピン三世時代のボニファティウス改革運動に関心をもとし、Concilium Germanicum の開催年即ち742/3年から748/9年にかけて、同会議の決議事項とボニファティウス主宰下の、あるいはかれの趣旨を汲む Estinnes, Soissons 両司教会議の同種の規定と比較検討して、それらがカロリンガー貴族団の培養源となったことを指摘する。さらに746年以後の司教座をめぐる貴族層の勢力の推移を通して、アレマニエン貴族勢力の衰退とカロリンガー貴族勢力の東進を明証し、そこにカロリンガー王権の誕生が準備され、新しい官僚的貴族団の成立基盤が確立したことを論証した。

論文審査の結果の要旨

西洋中世の研究はヨーロッパ諸国においてはもちろん、わが国においても極めて高度な段階に到達している。けれどもそれらは主としてカロリンガー王権の成立以後の封建制、封建社会秩序に集中し、メロビンガー期におけるカロリンガー権力の成立過程についての研究は未だ十分に解明されたとはいえない。著者は学界のこの情勢の中にあって、敢えて未だ十分開拓されていないこの分野にメスを入れ執拗な検討を通して一つの顕著な成果を得た。即ち著者は、7世紀前期より発展の緒についたカロリンガー権力が、8世紀に王権を獲得するに至るまでの過程を、諸貴族に関するプロソポグラフィー的な、乃至系譜学的研究、教会領・修道院領を含む所領史的研究を中心とし、これに文書証人リスト、司教名表、ネクロロギー、考古学的所見等を在来の史料を補う新たな素材として用い、既存の所説を批判しつつ明らかならしめた。これは学界において高く評価さるべきものといえる。

もちろん各貴族や司教等の具体的な経済力武力の検証が要求されるが、史料の関係から困難な問題と思われるけれども、著者の今後の精進によって可能な限り解明されることを期待する。

以上審査するところにより、本論文は文学博士の学位を受けるに価するものと認める。